

案件概要書

2012 年 3 月 28 日

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第三課

1. 案件名（国名）

国名： ベトナム社会主義共和国

案件名： 食品安全確保のための SPS センター機材整備計画 (Project for providing Test and Examination Equipment for the SPS Center for Ensuring Safety of Agro-Fishery Foods)

2. 事業の背景と必要性**(1) 当該国における食品安全セクターの開発実績（現状）と課題**

ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム国）において農林水産業は 2009 年における全 GDP の 20.9%、全就業人口の 51.9%を占める基幹産業となっている。他方、食品の安全・衛生面に関しては政策・制度の未整備や管理者の能力不足等の問題から、適切な管理がなされているとは言い難い状況にあり、2010 年度の我が国の輸入食品の食品衛生法違反事例のうちベトナム国からの輸入食品に関するものがアジアでは中国に次いで多数を占めた。2010 年にはベトナム国内で 4,700 名の食中毒患者が報告され、35 名が死亡する等、健康被害も生じている。

ベトナム国は 2007 年に WTO の加盟国となり、国際標準に沿った安全な食品を人々に供給することが急務となっている。ベトナム国政府は施設や法制度の整備を重要視し、その一環として、WTO/SPS 協定（衛生植物検疫措置協定：Sanitary Phytosanitary (SPS) Measures）で確保すべきとされる衛生保護基準を満たすために必要となる食品等の試験や研修等を行う機関として SPS センターを設立することを掲げている。また、2008 年 12 月に発効した日越経済連携協定（EPA 協定）においても、ベトナム国の食品安全に係る能力向上を我が国が支援する方針が示されている。

(2) 当該国における食品安全セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

「第 9 次社会経済開発 5 ヶ年計画（2011-2015）」において、食品とその原料に係る衛生と安全は、農業の発展と国民の生活改善を図るための重要課題とされている。SPS 協定の履行に向けた基本的枠組みを定めた「SPS 協定実行促進に係る国家行動計画」（2008 年 11 月首相決定）では、食品衛生の確保及び諸外国からの害虫や伝染病の浸透抑制を推進する旨が明示されている。食品検査・管理体制の確立は安全な食品を供給するうえで不可欠であり、本件の実施により農水産食品等の検査及び研修機関である SPS センターの体制整備を支援する必要性は高い。

(3) 食品安全セクターに対する我が国の援助方針

我が国の対ベトナム国別援助計画における重点分野の一つである「社会・生活面の向上と格差是正」において、農水産食品の安全確保が重点項目に挙げられている。我が国は日越 EPA 協定に基づき SPS 政策アドバイザー（2009 年 10 月～2011 年 10 月）を派遣し、SPS センター運営に必要となる食品衛生・安全管理に係る政策・制度にかかる助言を行っている。

(4) 他の援助機関の対応

WTO/SPS 協定第 9 条には、二国間または国際機関を通じた技術援助の促進が規定されており、ADB や CIDA 等により、SPS に関するワークショップや農産物の安全性に関する体制の整備、マネジメントにかかる研修の実施等数々の協力がなされている。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、SPS センターの機材供与を通じて農水産食品検査体制の整備を支援することにより、ベトナム国における農水産食品の安全性確保と WTO/SPS 協定の履行促進に寄与するものである。具体的には、検査項目数の増加、食品検査担当者に対する研修の拡充が見込まれる。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ハノイ市

(3) 事業概要

1) 調達機器等の内容（協力準備調査にて精査）

食品検査機材（質量分析装置、遺伝子増幅（PCR）装置、作業台、安全キャビネット、冷蔵・冷凍庫）、空調設備、スクラバー（排ガス処理脱臭）装置等。

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

協力準備調査にて確認。

3) 調達・施工方法

協力準備調査にて確認。1) 土木工事（高架建設）

(4) 事業実施体制

農業農村開発省国際協力局 SPS オフィス及び農林水産品質管理局 (NAFIQAD)

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類: C

② カテゴリー分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への好ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進等: 協力準備調査にて確認。

(6) 他スキーム、他ドナー等との連携: 協力準備調査にて確認。

(7) その他特記事項: SPS センターの建物はベトナム政府が建設を行う予定であるが、現時点では用地取得等が完了しておらず、着工に至っていない。同センターの機材整備を行う本件は、施設建設の見通しが立たない段階では具体的な検討を進めるのは困難である。したがって、本件調査については旧予備調査段階から行うこととし、ベトナム側の用地取得、施設建設の状況を確認しつつ、適切に施設建設が行われる見通しが確認された上で概略設計調査を実施することとする。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

「チリ共和国食品安全国家プログラム強化プロジェクト」（2005～2008 年）の終了時評価等において、ラボ（検査室）の検査・分析能力の発展のために、適切なラボ（検査室）施設、機材、技術者の確保及び技術者に対する継続的な研修プログラムの実施が望ましいとの提言がなされた。

(2) 本事業への教訓

2011 年 12 月から実施中の技術協力「農水産食品の安全確保のための検査強化プロジェクト」において、SPS オフィス及び NAFIQAD 職員の育成及び NAFIQAD ラボの検査能力の強化を支援する。同プロジェクトで訓練を受けた人材が本センター設立の運営及び後継人材に対する研修・育成に従事することにより、センターの機材が適切に活用され、且つ、長期的で安定した運営体制を構築していく。

以 上

〔別添資料〕地図

プロジェクトサイト位置図

